

## 政策 I-1-(2)-③

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等
16年度重点施策	① 新BIS規制（バーゼルⅡ）の3つの柱を踏まえた自己資本比率規制に係る告示及び事務ガイドライン等の改正 ② 早期是正措置制度等の的確な運用
参考指標	① 告示の策定及び事務ガイドライン等の改正状況 ② 早期是正措置等の発動状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

金融機関等の財務に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を実施し、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。

このため、平成10年4月に導入された早期是正措置等に基づき、預金取扱金融機関、保険会社及び証券会社の自己資本比率等が一定の水準を下回った場合には、予め定めた是正措置命令を発動し、健全性を回復させることとしています。また、早期是正措置の対象とならない段階における預金取扱金融機関や保険会社であっても、早期警戒制度（預金取扱金融機関については14年12月に導入、保険会社については15年8月に導入）に基づき、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととしています（措置の内容については別添参照）。

### 4. 現状分析及び外部要因

預金者等の信頼を得るためには、各金融機関は、財務の健全性の確保に継続的に努めることが重要です。

具体的には、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なる経営合理化の推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化などを通じた収益性の改善などに取り組んでいくことが求められています。

### 5. 事務運営についての報告及び評価

## (1) 事務運営についての報告

### ① 早期警戒制度の活用等

ア. 早期是正措置の対象とならない段階における預金取扱金融機関及び保険会社に対し、早期警戒制度に基づき、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主努力を促しました。

イ. 17年度中を目途に、銀行勘定における金利リスク等への対応を含め、早期警戒制度の見直しを行うこととしました。

### ② 早期是正措置の発動状況

16事務年度においては、3件の早期是正措置を発動しました（すべて預金取扱金融機関）。これらの金融機関は、命令に基づき、資本増強を含む経営改善計画の提出及び実行等の是正措置を行いました。

### ③ 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化

17年度上期を目途に、繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等を盛り込んだ自己資本比率告示の改正を行うこととしました。

### ④ 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）への対応

ア. 16年10月に新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の規制素案、17年3月に見直し後の規制案を公表しました。

イ. バーゼル銀行監督委員会において引き続き検討中の事項があることから、当該事項の検討状況を踏まえつつ、17年中を目途に告示を改正し、18年3月を目途に監督指針・解釈集を改正することとしました。

ウ. 17年4月にバーゼルⅡの円滑な実施を確保し、金融機関のリスク管理の高度化に着実につなげる等のため、バーゼルⅡ推進室を設置しました。

## (2) 評価

### ① 早期警戒制度の活用等

早期警戒制度については、その制度の趣旨について各預金取扱金融機関及び各保険会社に十分浸透しており、早期是正措置の対象とならない段階における預金取扱金融機関及び保険会社に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主的努力が促されています。

### ② 早期是正措置の発動状況

早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の経営改善を行い、健全性を回復しました。

### ③ 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化

金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等についての検討を着実に進めています。

④ 新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)への対応

ア. 新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の規制案については、2回のパブリック・コメント及び意見交換会の開催等を踏まえ、バーゼルⅡの趣旨及び我が国の金融機関のリスク管理の実態を適切に反映したものとなるように修正を行っています。

イ. 監督指針・解釈集については、意見交換会の開催等を通じて着実に検討を進めています。

ウ. バーゼルⅡ推進室においては、上記作業に加えて、先進的な計算手法の採用を希望する金融機関の準備状況の把握を始めています。

## 6. 今後の課題

金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、早期是正措置や早期警戒制度の適切な運用に引き続き努める必要があります。

また、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、17年度上期を目途にした告示改正に向けて、作業を着実に進めていく必要があります。

新しい自己資本比率規制への対応については、バーゼル銀行監督委員会において引き続き検討中の事項の検討状況を踏まえつつ、17年中を目途にした告示改正及び18年3月を目途にした監督指針・解釈集の改正に向けて作業を着実に進めていく必要があります。また、意見交換会の開催や個別ヒアリング等を通じて、先進的な計算手法の採用を希望する金融機関からの準備状況の把握に努めるとともに、金融機関のリスク管理の一層の高度化を促す必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[政策効果把握方法]

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績
- ・ 各業態の健全性指標の状況

## 10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課

## 【預金取扱金融機関に係る早期是正措置の概要】

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

## 【証券会社に係る自己資本規制比率】

自己資本規制比率	証券会社の対応	監督当局の対応
140%未満 ～ 120%以上	140%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書	
120%未満 ～ 100%以上	120%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。
100%未満	同上	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から3月を経過した日における自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

【保険会社に係る早期是正措置制度の概要】

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</li> <li>・配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</li> <li>・社員配当又は契約者配当の禁止又はその額の抑制</li> <li>・新規契約に係る保険料の計算方法の変更</li> <li>・事業費の抑制</li> <li>・一部の方法による資産運用の禁止又はその額の抑制</li> <li>・一部の営業所又は事務所における業務の縮小</li> <li>・一部の営業所又は事務所の廃止</li> <li>・子会社等の業務の縮小</li> <li>・子会社等の株式又は持分の処分</li> <li>・付随業務又は法定他業の縮小又は新規取扱いの禁止</li> <li>・その他金融庁長官が必要と認める措置</li> </ul>
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令